

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 29日

都道府県知事  
川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県藤枝市高柳2500番地

氏 名 中外製薬工業(株)  
藤枝工場長 原本 英和

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054-635-2311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

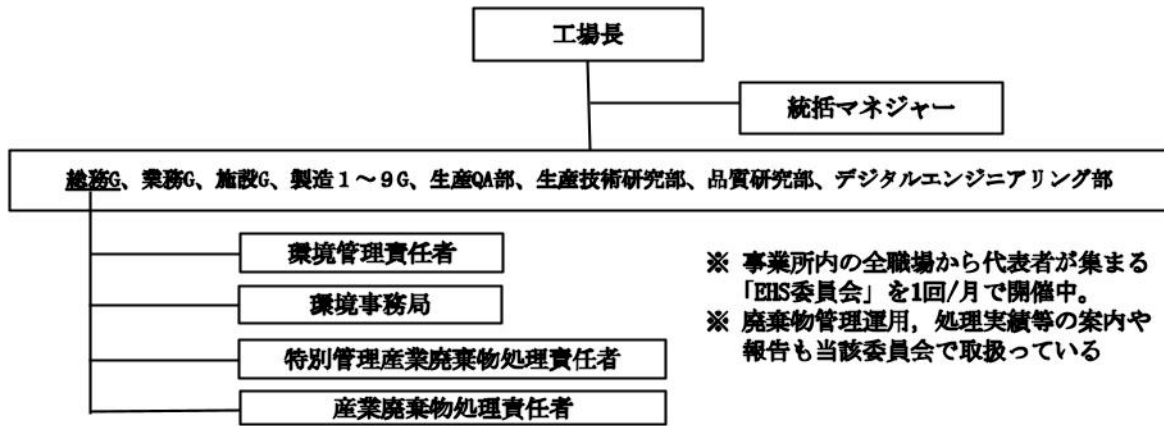
事業場の名称	中外製薬工業株式会社 藤枝工場
事業場の所在地	静岡県藤枝市高柳2500番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業 (医薬品製造業)
② 事業の規模	売上高211,307百万円 (中外製薬工業(株)2021年1-12月実績)
③ 従業員数	<2022年6月1日現在> 藤枝事業所全体：469名 ・藤枝工場：298名 ・生産QA部：50名 ・デジタルエンジニアリング部：23名 ・生産秘術研究部：19名 ・品質研究部(化学2G, 3G)：79名 中外製薬工業全体：1,750名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙2のとおり」

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ph12.5以上の廃アルカリ
	排出量	305.613 t	400.011 t
	（これまでに実施した取組） 医薬品成分中の高活性物質による人体への影響を考慮して、該当物質は全量焼却処分を実施している。また、高活性物質が含有される廃アルカリを50倍濃縮し大幅に減量化した後に焼却処分を実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ph12.5以上の廃アルカリ
	排出量	500 t	500 t
	（今後実施する予定の取組） ・これまで濃縮後の廃液（廃アルカリ）と濃縮設備洗浄液（強アルカリ）との廃液を混合（混合後は強アルカリ）して産業廃棄物処理に委託していたが、それぞれを単独で廃棄処理できないか検討を進め、特別管理産業廃棄物（強アルカリ）量を削減する運用についても考えていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 医薬品に含まれる高活性物質による人体への影響を考慮して、該当物質が含まれる廃液は全量を廃水処理設備にて50倍濃縮処理し、専用の廃液タンクに分別保管した後に焼却処分を委託している。廃棄物の計量証明を取得し適正な管理搬出に務めている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状記載事項を継続する。また、優良認定取得業者、再生利用業者、熱源回収認定業者並びに再資源化対応を可能な範囲で推進していく。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】再生利用なし「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当する廃棄物なし		
②計画	【目標】 「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当する廃棄物なし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】中間処理なし 「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 該当する廃棄物なし			
②計画	【目標】 中間処理なし 「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 該当する廃棄物なし			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 対象となる廃棄物なし「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当する廃棄物なし		
②計画	【目標】 対象となる廃棄物なし「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当する廃棄物なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ph12.5以上の廃アルカリ
	全処理委託量	305.613 t	400.011 t
	優良認定処理業者への処理委託量	82.633 t	363.581 t
	再生利用業者への処理委託量	0.000 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	52.140 t	25.360 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 医薬品成分中の高活性物質による人体への影響を考慮して、該当物質は全量焼却処分を実施している。廃アルカリの減圧濃縮による減量化を実施。また、燃えやすい廃油の再生利用業者への処理委託量を増加させるとともに、環境負荷低減を目的として2018年5月より、燃えやすい廃油並びにph12.5以上の廃アルカリから生じる全ての焼却灰を再資源化対応する契約へと切り替えた（以降、特別管理産業廃棄物由来の埋立処分は一切発生していない）。			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 対象となる廃棄物なし「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当する廃棄物なし		
②計画	【目標】 対象となる廃棄物なし「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当する廃棄物なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	ph2.0以下の廃酸(有害) ph12.5以上の廃アルカリ(有害) 燃えやすい廃油(有害) 汚泥(有害)
	全処理委託量	2.312 t	0.085 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.312 t	0.085 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 医薬品成分中の高活性物質による人体への影響を考慮して、該当物質は全量焼却処分を実施している。また、環境負荷低減に向け、埋立処理をせずに再資源化するよう関係業者との契約を見直した。2018年5月より、当工場の特別管理産業廃棄物における再資源化対応率は100%となっている。			

## (第5面)

②計画	【目標】優良認定取得業者への処理委託量および再資源化の維持		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ph12.5以上の廃アルカリ
	全処理委託量	500 t	500 t
	優良認定処理業者への処理委託量	180 t	450 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	25 t	25 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>年間廃棄物処理費用の中で優良認定取得業者への処理委託を継続し、且つ、再資源化対応率99%以上を維持する。一方で、廃液排出量の多い新規開発品製造が増えているため今後の廃液量は増加する見通しだが、将来的に資源化回収させ廃棄物量削減させる新たな処理プロセスや特別管理産業廃棄物を発生させない分別運用の検討にも着手していく。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】 「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	708.021 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>弊社は既に電子マニフェストを導入済みであり、全ての特別管理産業廃棄物を電子マニフェストで処理している。今年度も同様に、継続使用していく。</p>		
※事務処理欄			

## (第5面)

②計画	【目標】優良認定取得業者への処理委託量および再資源化の維持		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	ph2.0以下の廃酸(有害) ph12.5以上の廃アルカリ(有害) 燃えやすい廃油(有害) 汚泥(有害)
	全処理委託量	15 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	15 t	10 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>新棟建設や新規開発品製造において、強酸廃液のスポット的な想定されるため当該廃液量は一時的に増える可能性がある。一方で、発生した廃液の適正処理はこれまで同様に徹底させ、特別管理産業廃棄物における再資源化対応率は100%を維持する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和3年度)実績】 「別紙1のとおり」		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	708.021 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>弊社は既に電子マニフェストを導入済みであり、全ての特別管理産業廃棄物を電子マニフェストで処理している。今年度も同様に、継続使用していく。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



(別紙-1)

**2021年実績**

項目	2021年度実績値
①排出量	708.021 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	708.021 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	448.611 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	77.500 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

**2022年目標**

項目	2022年目標値
①排出量	1025 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	1025 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	655 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	50 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

別紙-2 (特別管理) 産業廃棄物発生フローシート

事業活動の内容	産業廃棄物の発生工程	発生産業廃棄物名(性状等)	特別管理産業廃棄物該当・非該当	試験検査成績書の有無	処理・処分方法
医薬品製造	梱包材・ラベル・添付文章・個装箱 ポリ袋、PTP包装(薬品付着)	廃プラスチック類 廃プラスチック類	非該当 非該当	非該当 非該当	焼却又は燃料化 溶融(再利用)
	原料容器(ファイバードラム)	廃プラスチック類	非該当	非該当	破碎 切断 圧縮
	溶媒原料(ドラム缶)	引火性廃油	該当	有	焼却又は燃料化
	排水処理場清掃時、発生	廃酸	非該当	有	中和
	排水処理場清掃時、発生	廃アルカリ	非該当	有	中和
	屋外廃油タンク(高活性扱い)	引火性廃油	該当	有	焼却
	屋外廃油タンク	引火性廃油	該当	有	燃料化
	薬液タンク清掃及び薬液 タンク抜取り	強酸	該当	有	中和
	強アルカリ	該当	有	中和	
	機械類、油入れ替え	廃油(機械油)	非該当	有	油水分離
	ED廃液ドラム缶(高活性)	引火性廃油	該当	有	焼却
	固形剤廃水処理設備	廃油(浮上油)	非該当	有	焼却
	固形剤廃水処理設備	強アルカリ	該当	有	焼却
	固形剤生産設備(エタール)	引火性廃油	該当	有	焼却
	固形剤生産設備(食用油)	廃油	非該当	有	焼却
	屋外廃酸タンク	強酸	該当	有	中和
	排水処理場及び設備、タンク 各、槽清掃時発生	汚泥	非該当	有	天日乾燥
	製造ライン及び清掃汚泥	汚泥・廃油	非該当	有	脱水
	製造ラインから発生	汚泥(シリカゲル)	非該当	有	焼却
	品質研究部から微生物試験にて発生	汚泥(寒天培地)	非該当	有	焼却
	製造ライン～錠剤原料廃棄	汚泥(廃製品)	非該当	非該当	焼却
	原料残(精製白糖等・・・)	汚泥	非該当	非該当	焼却
	灯油類、溶剤類混入	引火性廃油	該当	有	油水分離
試験残, 廃棄試薬(汚泥)	汚泥	非該当	有	焼却	
試験廃液, 廃棄試薬(廃油)	廃油	非該当	有	焼却	
試験廃液, 廃棄試薬(引火性廃油)	引火性廃油	該当	有	焼却	
試験廃液, 廃棄試薬(廃酸、廃アルカリ)	廃酸、廃アルカリ	非該当	有	焼却	
試験廃液, 廃棄試薬(強酸、強アルカリ)	強酸、強アルカリ	該当	有	中和	
試験廃液, 廃棄試薬(有害)	汚泥, 強酸, 廃油, 引火性廃油	該当	有	中和, 凝集沈殿, 焼却, その他	
設備解体他、樹脂付属物	金属くず	非該当	非該当	破碎	
金属屑(薬品付着)	金属くず	非該当	非該当	溶融(再利用)	
輸送用廃パレット廃棄	木くず	非該当	非該当	破碎	
試薬瓶(薬品付着)	ガラスくず	非該当	非該当	溶融(再利用)	
廃容器など・・・	ガラス・コンクリート 及び陶磁器くず	非該当	非該当	破碎	
厨房グリッド汚泥	汚泥	非該当	有	天日乾燥, 堆肥化	